

令和6年度 安全保障技術研究推進制度 公募要領 説明資料

令和6年2月
防衛装備庁

目次



本制度の概要	P.3
昨年度との主な差異	P.6

<公募開始～審査～契約について>

本公募の全体スケジュール	P.8
採択審査について	P.9
採択決定から契約までの手続き	P.11

<委託研究の実施について>

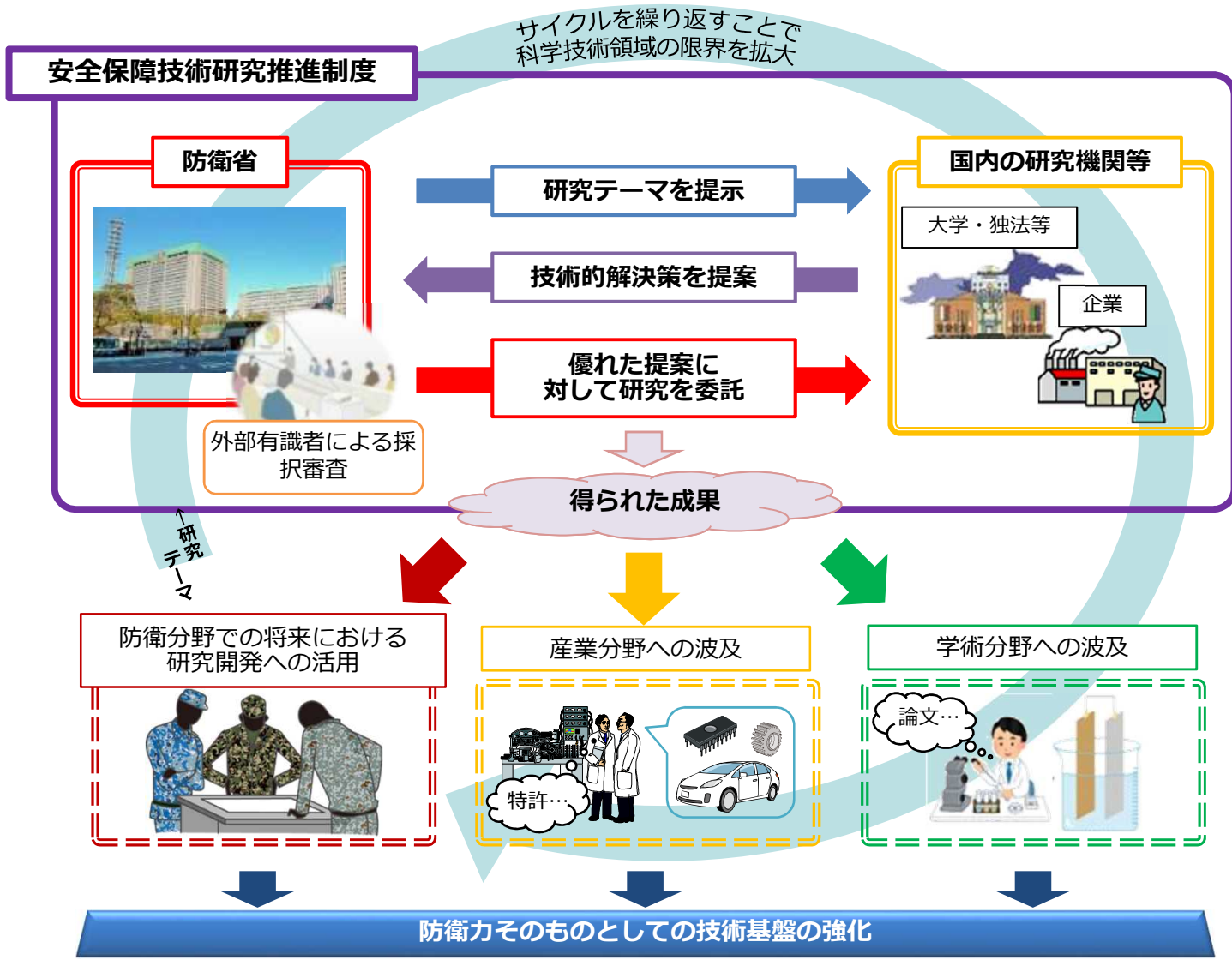
契約後の研究実施における注意事項	P.14
------------------	------

<応募について>

応募資格	P.20
応募書類	P.21
応募に当たっての留意事項	P.22
公募する研究テーマ一覧	P.23

安全保障技術研究推進制度の概要(1/3)

本制度は、競争的研究費制度。革新的・萌芽的な技術の発掘・育成を目指し、研究テーマに沿った先進的な基礎研究を公募・委託する。



安全保障技術研究推進制度の概要(2/3)



- ◆ どのような内容で応募するかは応募者の自由。
- ◆ 研究委託を行うものであり、補助金ではない。
- ◆ 研究成果は、広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、さらに科学的・技術的に発展していくことを期待。また、防衛装備庁において将来における活用の可能性について検討。公表に制限なし。
- ◆ 本制度に採択されて委託業務を行ったことにより、将来、防衛省又は防衛装備庁が実施する研究開発事業への参加を強制されることはない。

<公募する研究対象についての注意>

- 本制度では、特に、革新性を有するアイデアに基づき、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求める。いわゆるハイリスク研究も推奨。
- 既存技術や知識の実用化に向けた工夫等、応用研究や開発は対象外。
- 新領域の開拓や新たな波及効果等が期待できる、革新的な目的指向の基礎研究を望んでいる。

安全保障技術研究推進制度の概要(3/3)



区分	大規模研究課題	小規模研究課題	
タイプ	タイプS	タイプA	タイプC
研究期間	令和6年11月頃～令和11年3月 (最大5か年度)	令和6年10月頃～令和9年3月 (最大3か年度。1か年度、2か年度でも可)	
1件当たりの研究費※ (下限なし)	最大20億円／5年 (10億円、5億円、1億円程度の規模でも応募可能)	最大5,200万円／年 (3千万円、1千万円、数百万円程度の規模でも応募可能)	最大1,300万円／年 (数百万円程度の規模でも応募可能)
新規採択予定数	10件程度	10件程度	10件程度
	大規模研究課題向けの予算の範囲内で採択数を決定します。	小規模研究課題向けの予算の範囲内で採択数を決定します。	
各タイプの特徴	提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有効性を実証するところまでを目指した基礎研究が対象 ただし、実用化に向けた実証までを求めているものではない	新規性、独創性又は革新性のある、研究テーマに合致した基礎研究が対象	より一層、独創的なアイデアに基づいた基礎研究が対象 (準備状況は不問)
契約形態	国庫債務負担行為による研究期間全体を通じた複数年度契約	年度ごとの委託契約	

※ 1研究課題当たりの直接経費及び間接経費(直接経費の原則30%)の合計

◆タイプCは、単純にタイプAよりも小規模な研究を求めているという性格のものではなく、特にチャレンジングな応募を期待。

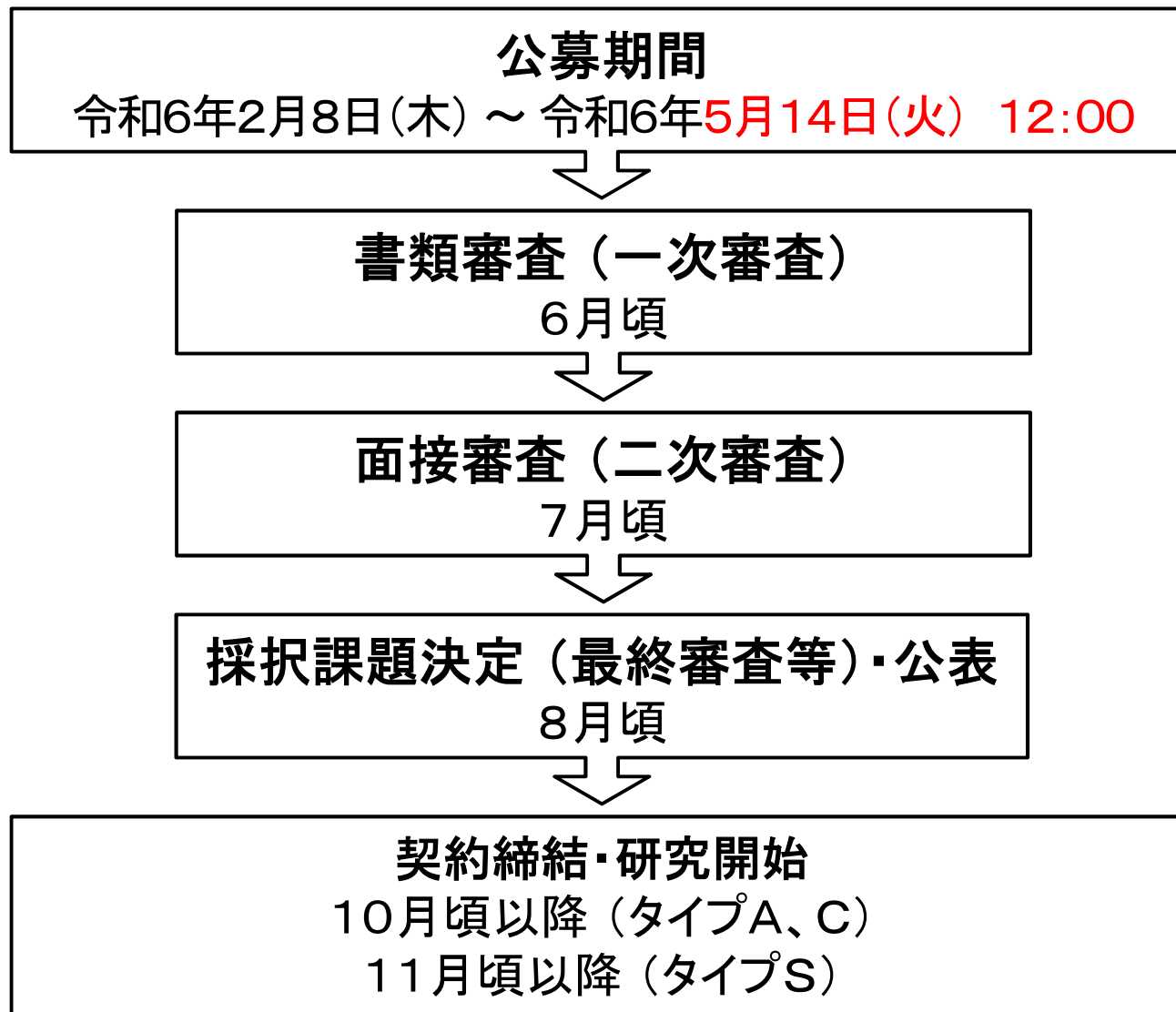
- ◆ 制度面での大きな変更はなし
- ◆ 研究終了後の研究代表者に協力を依頼している追跡調査について、調査内容に実用化への状況について確認する旨を記載
- ◆ 当初計画から大幅な変更（研究代表者の変更等）や、目的達成に向けて重大な懸念が発生した場合、すみやかに事務局に報告をお願いする旨を記載
- ◆ AI技術等の法令・倫理規定等に基づく手続きを要すると考えられる研究課題を応募する場合は、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等の手続きが必要となる旨を記載



防衛装備庁

公募開始～審査～契約について

本公募の全体スケジュール



採択審査について(1/2)

採択審査は、大学教授等の外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会が、科学的・技術的見地から実施。

- ◆ 書類審査、面接審査、最終審査の3ステップ。
- ◆ 応募多数の場合、書類審査の結果より面接審査対象を選定。
- ◆ 面接審査のみ、研究代表者によるプレゼンテーションが必要。
(やむを得ない事情がある場合を除き、代理は認められない。)

<面接審査についての注意>

- 面接審査に出席しなかった場合は、審査対象から除外。
- 面接審査の候補日は事前にHPに掲載。
- 書類審査の結果は、面接日のおおよそ1週間前までに全ての応募者に連絡。
- 研究の背景や意義、内容、アピールポイントなどを、10～20分程度で発表後、評価委員との質疑応答に対応していただく予定。

採択審査について (2/2) 審査の観点



タイプS、A	タイプC
研究の発展性、将来性	
<ul style="list-style-type: none">研究テーマとの整合性成果の新規性、独創性、革新性成果の波及効果	革新性及び成果の波及効果については、特に重視して審査されます。
研究の有効性	
<ul style="list-style-type: none">目標の具体性、明確性、適切性研究計画及び方法必要経費	<ul style="list-style-type: none">研究目標研究方法必要経費 防衛装備品への応用可能性は審査の観点に入れておりません。
研究の効率性	
<ul style="list-style-type: none">研究代表者等の能力研究の準備状況研究実施体制	<ul style="list-style-type: none">研究代表者等の能力 (独創的なアイデア、研究能力を中心に審査するものとし、研究の準備状況等の記載を求めず ⇒ 若手研究者も応募しやすい)
その他	
<ul style="list-style-type: none">研究費における不合理な重複や過度な集中の有無	

採択決定から契約までの手続き(1/2)



結果の通知

- 審査終了後、全ての応募者(研究代表者)に、結果を通知。
- 委員会における審査の結果、採択条件が付される場合あり。
(応募された実施計画等の見直し、研究費の調整等)
- 応募時のタイプとは異なるタイプとして採択される場合あり。
- 採択された場合は、課題名、課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名等をホームページ等で公表。なお、分担研究機関名は非公表とすることも可。

業務計画書の調整・作成

- 業務計画案を作成、事務局と調整。
(応募書類との齟齬がないか、採択に当たって付された条件等が踏まえているかを確認。
実地での面談を含む。)
- 予算の上限額内に収めるため、実施内容の実施時期や経費計画の修正を提案する場合あり。
- 公的研究資金の管理・監査体制、研究不正行為防止のための体制が整備されていることを確認(チェックリストの提出)。

契約 (詳細は次ページ)

採択決定から契約までの手続き(2/2)

研究代表者が所属する**代表研究機関と委託契約を締結**します。
研究実施者個人との間で委託契約を締結することはありません。

- ◆ **タイプS**の場合、**最大5か年度にわたる複数年度契約**を締結する。
- ◆ **タイプA、C**の場合、**年度毎の契約**を締結する。
- ◆ 本契約に基づき各年度に支払われる金額は、**契約段階で定めた年割額が上限**。なお、当該年度に支払を受けた経費は、**その年度内での執行が原則**。
- ◆ 研究代表者が他研究機関の研究分担者と共同で研究を行う場合、**所属機関同士で再委託契約の締結**が必要。
- ◆ 防衛装備庁が分担研究機関と直接委託契約を締結することはない。



委託研究の実施について

契約後の研究実施における注意事項(1/5) 進捗管理について

- ◆ 進捗管理は、研究課題ごとに指名されるプログラムオフィサー(PO)が中心となって実施。 POは、防衛装備庁所属の研究者が担当。
- ◆ POは研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行う。
- ◆ POが指導を行うのは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要がある場合のみ。
- ◆ 研究実施主体はあくまでも研究実施者であることを十分に尊重することとしており、POが、研究実施者の意思に反して研究計画を変更させることはない。
- ◆ 研究は研究者ご自身のお考えで自主的・自律的に行っていただく。

プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

契約後の研究実施における注意事項(2/5) 評価について

評価は、大学教授等の外部有識者からなる安全保障技術
研究推進委員会が、科学的・技術的見地から実施。

- ◆ 研究期間終了後に終了評価を行う。
- ◆ タイプSの場合、3年度目の10月頃を目途に中間評価を行う。
- ◆ その他、必要に応じて中間評価を行う場合がある。
- ◆ 評価の際は、研究代表者によるプレゼンテーションが必要。
- ◆ 中間評価の結果においては、必要に応じて、以後の研究計画の見直し又は中止、研究費の増額・減額、研究実施体制の見直し等の意見が付されることがある。

契約後の研究実施における注意事項(3/5) 研究成果の取扱いについて

本制度では、

- ・ 受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・ 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。

【成果の公表】

公表に際しては、以下の2点を実施していただく。なお、社会的に大きな影響を与えることが予想される場合のみに事前の届出を求める。

- ・ 当該公表により取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばないことの確認。
- ・ 謝辞の項等で本制度による支援があったことの明示。

【知的財産権】

特許権等の知的財産権については、一定の条件※を付した上で研究実施機関に帰属させることが可能。

※ 事前に、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール制度)を踏まえて定められた諸条件を遵守する旨を記載した確認書(委託契約事務処理要領 様式第30)の提出が必要。

契約後の研究実施における注意事項(4/5) 委託業務において購入した物品等の取扱い



- ◆ 本制度により購入し取得した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等(以下「管理対象物品」という。)の所有権は、研究期間終了後、原則として防衛装備庁に帰属。
- ◆ 研究期間終了後、管理対象物品は原則として防衛装備庁に返納が必要。ただし、無償貸付や有償貸付等を認める場合あり。
- ◆ 所有権が防衛装備庁に移った後、相手先を特定する形での「有償譲渡」や「売払い」は不可。防衛装備庁が当該物品を処分する際は、一般競争での売払い。
- ◆ 管理対象物品の廃棄を要する場合、廃棄費用は受託者が負担。

【参考】 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令

(昭和33年総理府令第1号)

(無償貸付)

第2条 防衛大臣(中略)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

四 防衛省の委託を受けて試験研究等を行つた学校法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人(以下「学校法人等」という。)が、その後引き続き当該試験研究等(当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。)を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該学校法人等に対し、機械器具等を貸し付けるとき

契約後の研究実施における注意事項(5/5) 研究費の不正な使用等について



研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為に対し、防衛装備庁では、

- ・ 委託契約の解除・変更
- ・ 研究費の全部又は一部の返還
- ・ 本制度への応募又は参加の制限、嚴重注意
- ・ 他府省を含む他の競争的資金制度への応募又は参加の制限
- ・ 当該不正事案等の概要を原則公表

等の措置を取ることがあります。

詳細については、防衛装備庁のホームページで公開している指針をご確認ください。

- ・ 研究機関における競争的資金の管理・監査の指針(実施基準)
- ・ 競争的資金に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロードできます。

また、関連法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分停止や返還を求めることがあります。



防衛装備庁

応募について

応募資格



応募 資格

(1) 以下のいずれかの機関に所属している研究者

- 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関
- 独立行政法人(国立研究開発法人を含みます)、特殊法人又は地方独立行政法人
- 民間企業や研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人等

(2) 研究代表者は、加えて以下の条件を満たすこと。

- 日本国籍を有し、日本語による面接審査や評価に対応できること
- 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に在籍できること

(3) 研究実施機関は、以下の条件を満たすこと。

- 日本国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること
- 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格の基準を満たす者であること(代表研究機関のみ。資格を取得していない場合は契約時までには資格の取得が必要。)(以下、略)

研究実施者になることができない研究者

- 応募時又は研究実施時に国家公務員又は地方公務員の職にある者
- 防衛装備庁において研究に関する職(非常勤職員を除く)に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者
- 本制度の研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により、本制度への応募資格が制限されている者
- 国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度において、研究費の不正使用等又は研究活動における不正行為等により応募資格が制限されている者

応募書類



応募するタイプによって、応募書類の必要な様式及び記載項目が異なります。

応募書類の様式		タイプ		
		S	A	C
様式1-1	安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(概要)	○	○	○
様式1-2	安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(詳細)	○	○	○
様式1-3	追加説明事項	○	○	○
様式2-1	研究費の見込額	○	○	○
様式2-2	研究費計画書	○	—	—
様式2-3	設備備品費の内訳	—	○	○
様式3-1	他制度等の応募又は受け入れ状況(研究代表者分)	○	○	○
様式3-2	他制度等の応募又は受け入れ状況(各研究分担者分)	△	△	△
様式4-1	研究代表者調書	○	○	○
様式4-2	研究分担者調書	△	△	△
様式5	企業概要	△	△	△
様式6	申請の概要	○	○	○
様式7	研究実施者の一覧	○	○	○
参考様式	研究課題の応募・実施承諾書	○	○	○

応募に当たっての留意事項



応募書類は、様式1-1～様式5および参考書式についてはPDF形式※、
様式6と様式7についてはExcel形式で作成した上で、「府省共通研究開発
管理システム(e-Rad)」を用いて応募(アップロード)してください。

e-Radによる応募のみ受け付けます。 ※ 一つのファイルにまとめる(添付論文等は除く)。

応募書類(e-Rad)提出締切：令和6年5月14日(火) 正午(12:00)(厳守)

- ※ 応募書類に不備があった場合、審査対象とならない場合があります。
- ※ e-RadのログインID、パスワードをお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。

e-Rad ホームページ：<https://www.e-rad.go.jp>

令和6年度に公募する研究テーマ一覧



防衛装備庁

1	人工知能及びその活用に関する基礎研究	15	外部のシステムに依存しない自立した測位・航法に関する基礎研究
2	脳情報科学に関する基礎研究	16	高周波数・高出力デバイスに関する基礎研究
3	xR・レイグジシステムに関する基礎研究	17	新規な演算デバイスに関する基礎研究
4	複数無人機の操作や制御に関する基礎研究	18	通信・ワイヤレス電力伝送に関する基礎研究
5	コグニティブセキュリティに関する基礎研究	19	宇宙機等の運動制御に関する基礎研究
6	サイバーセキュリティに関する基礎研究	20	極超音速技術に関する基礎研究
7	量子技術に関する基礎研究	21	爆発反応や衝撃波に関する基礎研究
8	光・電磁波領域に関する基礎研究	22	移動体の性能を大幅に向上させる基礎研究
9	高出力レーザに関する基礎研究		
10	電力生成・貯蔵技術及び電池に関する基礎研究		
11	高速・高出力デバイスの冷却技術に関する基礎研究		
12	材料技術に関する基礎研究		
13	センシング技術に関する基礎研究		
14	CBRNE検知及び除去技術に関する基礎研究		

昨年度から見直したテーマは以下の色で表記

複数のテーマを統合することで募集内容を幅広くしたもの

一般的な表現にすることで募集内容を幅広くしたもの

防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマですが、基礎研究を対象としていることから、民生分野においても大いに発展が期待される研究テーマと認識しています。

また、全ての応募の中から、外部有識者からなる委員会に科学的・技術的な観点から審査していただき、優れた研究を採択していただくことから、特定の研究テーマからの採択を約束するものではありません。

本資料は、あくまでも公募要領を一部抜粋した説明用資料です。
応募に当たっては、公募要領及び最新の「安全保障技術研究推進制度
委託契約事務処理要領」をご確認ください。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html>

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>

公募に関する問い合わせ先

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛装備庁 技術戦略部 技術振興官付
安全保障技術研究推進制度 公募窓口
E-mail: funding-kobo@cs.atla.mod.go.jp
TEL: 03-3268-3111 (代表)
内線 28513、28523、28515

- ※ 緊急の場合を除き、電子メールでのお問い合わせをお願いします。
- ※ e-Radに関するお問い合わせは、e-Radヘルプデスクへお願いします。
(公募要領 P.40 参照)